（八）　道路法第五十六条の規定による補助金
（九）　公立学校施設災害復旧費国庫負担法第三条の規定による負担金
（十）　警察法第三十七条第三項の規定による補助金
（十一）　地すべり等防止法第二十九条の規定による負担金
（十二）　社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）第十八条の規定による補助金
（十三）　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第七条第三号、第十条、第十一条第一項又は第十六条第一項の規定による補助金
（十四）　地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第三十条第一項の規定による補助金
（十五）　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十二条の規定による補助金
（十六）　農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）第六条第二項の規定による交付金
（十七）　震災特別法第六条又は第七条の規定による補助金
（十八）　東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律第六条の規定による補助金
（十九）　東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金（公営企業に係る下水道事業及び市場事業並びに地方公共団体が実施する公的賃貸住宅の建設、買取り又は改善に係る事業に係るものを除く。）
（二十）　東日本大震災復旧・復興推進調整費
（二十一）　情報通信基盤災害復旧事業費補助金
（二十二）　情報通信技術利活用事業費補助金
（二十三）　原子力災害避難住民等交流事業費補助金
（二十四）　消防団安全対策設備整備費補助金
（二十五）　消防防災通信基盤整備費補助金
（二十六）　学校給食検査設備整備費補助金
（二十七）　国宝重要文化財等保存整備費補助金
（二十八）　子育て支援対策臨時特例交付金
（二十九）　医療施設等災害復旧費補助金（公営企業又は公営企業型地方独立行政法人に係る病院事業に係るものを除く。）
（三十）　社会福祉施設等災害復旧費補助金
（三十一）　障害者自立支援対策臨時特例交付金
（三十二）　精神障害者社会復帰施設等運営費補助金
（三十三）　セーフティネット支援対策等事業費補助金
（三十四）　保健衛生施設等災害復旧費補助金（公営企業又は公営企業型地方独立行政法人に係る病院事業に係るものを除く。）
（三十五）　海岸保全施設等災害復旧事業費補助
（三十六）　共同利用漁船等復旧支援対策費補助金
（三十七）　漁港施設災害関連事業費補助（公営企業に係る下水道事業に係るものを除く。）
（三十八）　漁港施設災害復旧事業費補助
（三十九）　漁場等復旧支援対策費補助金
（四十）　森林環境保全整備事業費補助
（四十一）　森林整備加速化・林業再生事業費補助金
（四十二）　水産基盤整備事業費補助
（四十三）　水産業共同利用施設備復旧支援整備費補助金（公営企業に係る市場事業に係るものを除く。）
（四十四）　水産業共同利用施設復旧整備費補助金
（四十五）　水産資源回復対策地方公共団体事業費補助金
（四十六）　水産資源環境整備事業費補助
（四十七）　水産物供給基盤整備事業費補助
（四十八）　治山施設災害復旧事業費補助
（四十九）　治山施設等災害関連事業費補助
（五十）　農業生産基盤保全管理等推進整備費補助金
（五十一）　農業用施設災害復旧事業費補助
（五十二）　農業用施設等災害関連事業費補助（公営企業に係る下水道事業に係るものを除く。）
（五十三）　農山漁村地域整備交付金
（五十四）　農地災害復旧事業費補助
（五十五）　農地・水保全管理支払交付金
（五十六）　林道施設災害復旧事業費補助
（五十七）　河川等災害関連事業費補助
（五十八）　河川等災害復旧事業費補助
（五十九）　河川等災害復旧助成事業費補助
（六十）　港湾機能高度化施設整備費補助金
（六十一）　港湾施設災害関連事業費補助
（六十二）　港湾施設災害復旧事業費補助
（六十三）　社会資本整備総合交付金
（六十四）　循環型社会形成推進交付金
（六十五）　地域公共交通確保維持改善事業費補助金
（六十六）　鉄道施設災害復旧費補助金（被災第三セクターに係る空港アクセス鉄道に係る鉄道軌道整備法（昭和二十八年法律第百六十九号）第八条第四項の規定による補助金を除く。）
（六十七）　埠頭保安設備災害復旧費補助金

○総務省令第百五十六号

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十五号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百八十六号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二日

総務大臣　川端　達夫

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「第十条の二の六及び第十条の二の九」を「第十条の二の八」に改め、同条後段を削る。

第一条の八を次のように改める。

第一条の八　削除

第三条第一項の表㈠中「別表四の四まで」を「別表四の三まで（別表三から別表四の二の七までを除く。）」に改め、同表㈦中「第五十三条第四十五項及び第四十六項」を「第五十三条第四十四項及び第四十五項」に改め、同表㈦を同表㈧とし、同表㈥を同表㈦とし、同表㈤を同表㈥とし、同表㈣中「都道府県別明細書」を「明細書」に、「第九号の二様式」を「第六号様式別表四の四及び第九号の二様式」に改め、同表㈣を同表㈤とし、同表㈢の次に次のように加える。